第Ⅵ章「保護に係る諸手続」

指定等	今後想定される行為等	手続き規定	備考
愛知県指定有形文化財			
【根拠】 **愛知県文化財保護条例第4条第1項** 「知事は、有形文化財のうち県にとつて重要なものを愛知県指定有形文化財に指定することができる。」	所有者の変更	**条例第7条第1項** 「県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。」	所有者変更の届出
	保存計画の策定	**条例第15条の2第1項** 「県指定有形文化財の所有者は、規則で定めるところにより、県指定有形文化財の保存及び活用に関する計画（以下「県指定有形文化財保存活用計画」という。）を作成し、知事の認定を申請することができる。」	保存活用計画の認定 認定計画の要件は同条第2項以下に定められている。
	修理等の実施	**条例第12条第1項** 「県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。」	現状変更行為許可申請
		条例第12条第1項 「県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。」	修理の届出
		条例第15条の4 「第15条の2第3項第1号に掲げる事項が記載された県指定有形文化財保存活用計画が同条第4項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。次条から第15条の7までにおいて同じ。）を受けた場合において、当該県指定有形文化財の現	保存活用計画が県の認定を受けている場合、保存活用計画に記載された内容に即した現状変更行為は、行為終了後の届出で足りる。

		状変更または保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第12条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出ることをもつて足りる。」	
		条例第15条の5 「第15条の2第3項第2号に掲げる事項が記載された県指定有形文化財保存活用計画が同条第4項の認定を受けた場合において、当該県指定有形文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第13条第1項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出ることをもつて足りる。」	同上（修理届出の場合）
		建築基準法第3条第1項第3号 「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 3　文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの」	大規模の修理等は建築確認申請が必要であるが、県・市町村指定文化財は、建築審査会の同意を得て建築基準法適用除外建築物の指定を受けることができる。 ※建築審査会の審査においては、建築基準法の規定に即して代替え措置等が求められる。
	日常の管理	**条例第6条第1項** 「県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び知事の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。」	管理に関する所有者の責務
四間道都市景観形成地区			
【根拠】 **名古屋市景観条例第11条の4** 「市長は、景観計画の定めるところにより、特に良好な景観を形成	修理等の実施	**景観法第16条第1項** 「景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところ	景観計画区域における行為の届出

する必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定することができる。」		により、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。 一　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。） 二　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）」	
		景観法第16条第5項 「前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。」	上記行為の届出を地方公共団体が行う場合の特例。 届出にかわり、あらかじめ景観行政団体の長への通知が必要。
		景観法第16条第7項3号 「７　次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 3　景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為」	上記行為の届出に関する、景観重要建造物に関わる現状変更行為の特例。
名古屋市景観重要建造物			
【根拠】 **景観法第19条第1項** 「景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）で国土交	標識の設置	**景観法第21条第2項** 「景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。」	景観重要建造物の指定を受けた場合の標識設置。 景観行政団体の義務的事項。
		市景観条例第11条の11第2項 「市長は、前項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、これを表示する標識を設置するものとする。」	同上

通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。」	所有者の変更	**景観法第43条** 「景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。」	所有者変更の届出
	修理等の実施	**景観法第22条第1項** 「何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。」	現状変更行為の規制 景観重要建造物の外観を変更する行為等は、景観行政団体の長の許可が必要。
		景観法第22条第4項 「第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。」	上記現状変更行為を地方公共団体が行う場合の特例。 現状変更許可申請は必要なく、景観行政団体の長に協議しなければならない。
	日常の管理	**景観法第25条第1項** 「景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。」	管理に関する所有者の義務等
四間道町並み保存地区			
【根拠】 名古屋市町並み保存要綱第3条第1項 教育委員会は、町並み保存するために必要があるときは、あらかじめ、名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第11条に規定する名古屋市文化財調査委員会の意見を聞いて、町並み保存地区を指定することができる。」	修理等の実施	**要綱第6条第1項** 「教育委員会は、町並み保存地区において次に掲げる行為をしようとするものに、あらかじめ、教育委員会に届け出るよう要請するものとする。 （1）建造物の新築、増築、改築又は除却 （2）建造物の修繕、模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの」	現状変更行為に関する届出の要請。

伝統的建造物			
【根拠】 名古屋市町並み保存要綱第4条第2項 「前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (2) 保存すべき建造物及び町並み保存するために特に必要と認められる物件の指定に関する事項」 名古屋市四間道町並み保存地区保存計画 「保存地区において、『町並みの特性を維持していると認められる戦前までに建てられた町家・土蔵及び塀』を「伝統的建造物」に指定する。」	修理等の実施	**要綱第6条第1項** 「教育委員会は、町並み保存地区において次に掲げる行為をしようとするものに、あらかじめ、教育委員会に届け出るよう要請するものとする。 (1) 建造物の新築、増築、改築又は除却 (2) 建造物の修繕、模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの」	同上
歴史的風致形成建造物			
【根拠】 歴史まちづくり法第12条第1項 「市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無	標識の設置	**歴まち法第14条第2項** 「市町村は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。」	歴史的風致形成建造物の指定を受けた場合の標識の設置。 指定をする市町村の義務的事項。
	所有者の変更	**歴まち法第18条** 「歴史的風致形成建造物の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。」	所有者の変更の届出
	修理等の実施	**歴まち法第15条第1項** 「歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。」	増・改築等の届出。 ただし、下記行為は、「名古屋市歴史的風致維持向上計画」における届出不要の行為にあたる。 ・愛知県指定有形文化財の現状変更申請・修理届を行った場合 ・景観重要建造物で現状変更の許可申請を行った場合

形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。」		**歴まち法第15条第6項** 「国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。」	歴史的風致形成建造物の増・改築等の行為を地方公共団体が行う場合の特例。 届出ではなく通知。
	日常の管理	**歴まち法第16条** 「歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理しなければならない。」	管理に関する所有者等の責務